

平成26年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会（以下「甲」という。全国健康保険協会支部の所在地等については、別表1のとおり）と公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会（以下「乙」という。）の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別表2実施機関一覧表のとおり）から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）及び船員保険の被扶養者に対する特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別表3健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である社会保険診療報酬支払基金への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別表4委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求等)

第6条 実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価)終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち、特定健康診査の基本的な健診の項目については、特定健康診査受診券に示された保険者負担上限額、詳細な健診の項目については、それぞれの委託料を、特定保健指導については、特定保健指導利用券に示された保険者負担上限額(以下「請求額」という。)を、別表4委託料内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲がその(他の契約とりまとめ機関との)集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、前項に定める額を請求することとし、受診者あるいは利用者から徴する額については、別表4の委託料から前項に定める額を差し引いた額とする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、前項に定める額を請求することとし、受診者あるいは利用者から徴する額については、別表4の委託料から前項に定める額を差し引いた額とする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受領した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受領した日が6日から月末までのものは翌々

月の 21 日。) を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第 6 条第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第 8 条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6 か月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第 9 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第 6 条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととする。

（譲渡の禁止）

第 10 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙1個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成22年9月17日医政発第0917第2号、薬食発第0917第5号、老発第0917第1号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

委託者 (甲)

全国健康保険協会
東京都千代田区九段北4丁目2番1号市ヶ谷東急ビル
理事長 小林 剛

受託者 (乙)

公益社団法人日本人間ドック学会
東京都千代田区三番町9番地15
理事長 奈良 昌治

一般社団法人日本病院会
東京都千代田区三番町9番地15
会 長 堺 常雄

別表 1

全国健康保険協会所在地一覧表

	支部名	保険者番号	郵便番号	所在地	電話番号
01	北海道	01010016	〒060-8524	札幌市北区北7条西4-3-1新北海道ビル	011-726-0352
02	青森	01020015	〒030-8552	青森市長島2-25-3ニッセイ青森センタービル	017-721-2723
03	岩手	01030014	〒020-8508	盛岡市中央通1-7-25朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9089
04	宮城	01040013	〒980-8561	仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル8階	022-714-6854
05	秋田	01050012	〒010-8507	秋田市川元山下町5-21	018-883-1893
06	山形	01060011	〒990-8587	山形市幸町18-20JA山形市本店ビル5F	023-629-7235
07	福島	01070010	〒960-8546	福島市栄町6-6NBFユニックスビル	024-523-3919
08	茨城	01080019	〒310-8502	水戸市南町3-4-57水戸セントラルビル	029-303-1584
09	栃木	01090018	〒320-8514	宇都宮市大通り1-4-22MSC第2ビル1階	028-616-1695
10	群馬	01100015	〒371-8516	前橋市本町2-2-12前橋本町スクエアビル4F	027-219-2104
11	埼玉	01110014	〒330-8686	さいたま市大宮区土手町1-49-8G・M大宮ビル	048-658-5915
12	千葉	01120013	〒260-8645	千葉市中央区富士見2-20-1日本生命千葉ビル	043-308-0525
13	東京	01130012	〒164-8540	中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス7階	03-6853-6111
14	神奈川	01140011	〒240-8515	横浜市保土ヶ谷区神戸町134横浜ビジネスパークイーストタワー	045-339-5565
15	新潟	01150010	〒950-8613	新潟市中央区弁天3-2-3ニッセイ新潟駅前ビル	025-242-0264
16	富山	01160019	〒930-8561	富山市奥田新町8-1ポルファートとやま	076-431-5273
17	石川	01170018	〒920-8767	金沢市南町4-55住友生命金沢ビル	076-264-7204
18	福井	01180017	〒910-8541	福井市大手3-4-1福井放送会館5階	0776-27-8304
19	山梨	01190016	〒400-8559	甲府市丸の内3-32-12甲府ニッセイスカイビル	055-220-7754
20	長野	01200013	〒380-8583	長野市南長野西後町1597-1長野朝日八十二ビル	026-238-1253
21	岐阜	01210012	〒500-8667	岐阜市橋本町2-8濃飛ニッセイビル	058-255-5159
22	静岡	01220011	〒420-8512	静岡市葵区呉服町1-1-2静岡呉服町スクエア	054-275-6605
23	愛知	01230010	〒461-8515	名古屋市中区葵1-13-8アーバンネット布池ビル	052-979-5190
24	三重	01240019	〒514-1195	津市栄町4-255津栄町三交ビル	059-225-3315
25	滋賀	01250018	〒520-8513	大津市梅林1-3-10滋賀ビル	077-522-1113
26	京都	01260017	〒604-8508	京都市中京区烏丸通六角下七観音町634カラスマプラザ21	075-256-8635
27	大阪	01270016	〒550-8510	大阪市西区靱本町1-11-7信濃橋三井ビル	06-7711-4300
28	兵庫	01280015	〒651-8512	神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館2階	078-252-8705
29	奈良	01290014	〒630-8535	奈良市大宮町7-1-33奈良センタービル	0742-30-3700
30	和歌山	01300011	〒640-8516	和歌山市六番丁5和歌山第一生命ビル	073-435-0224
31	鳥取	01310010	〒680-8560	鳥取市扇町58ナカヤビル	0857-25-0054
32	島根	01320019	〒690-8531	松江市学園南1-2-1くびきメッセ西棟2階	0852-59-5204
33	岡山	01330018	〒700-8506	岡山市北区本町6-36第一セントラルビル8階	086-803-5784
34	広島	01340017	〒732-8512	広島市東区光町1-10-19日本生命広島光町ビル	082-568-1032
35	山口	01350016	〒754-8522	山口市小郡下郷312-2山本ビル第3	083-974-1501
36	徳島	01360015	〒770-8541	徳島市沖浜東3-46Jビル西館1階	088-602-0264
37	香川	01370014	〒760-8564	高松市鍛冶屋町3香川三友ビル	087-811-0574
38	愛媛	01380013	〒790-8546	松山市三番町7-1-21ジブラルタ生命松山ビル	089-947-2119
39	高知	01390012	〒780-8501	高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル	088-820-6010
40	福岡	01400019	〒812-8670	福岡市博多区上呉服町10-1博多三井ビルディング	092-283-7621
41	佐賀	01410018	〒840-8560	佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル2階	0952-27-0615
42	長崎	01420017	〒850-8537	長崎市大黒町9-22大久保大黒町ビル本館	095-829-5002
43	熊本	01430016	〒862-8520	熊本市中央区水前寺1-20-22水前寺センタービル	096-340-0264
44	大分	01440015	〒870-8570	大分市金池南1-5-1ホルトホール大分(MNCタウン2階)	097-573-6642
45	宮崎	01450014	〒880-8546	宮崎市橋通東1-7-4第一宮銀ビル	0985-35-5364
46	鹿児島	01460013	〒892-8540	鹿児島市加治屋町18-8三井生命鹿児島ビル	099-219-1735
47	沖縄	01470012	〒900-8512	那覇市旭町114-4おきでん那覇ビル8階	098-951-2011
99	本部		〒102-8575	千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル	03-5212-8221
100	船員保険部	02130011	〒102-8016	千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング	03-6862-3060

別表 3

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ -GTP	
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
ヘモグロビン A _{1c}			
尿検査	糖		
	蛋白		
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	12誘導心電図		
眼底検査(両眼)			
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ①個別面接1回(20分以上) 又は ②グループ面接(8名以下)1回(80分以上)	
		II 実績評価 6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)等で実施	
	積極的支援	初回時面接の形態	① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(8名以下)1回(80分以上)
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数
主な実施形態			個別支援・グループ支援・メールと通信支援・電話支援
	終了時評価の形態	6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)等で実施	

- ※ 別紙2 質問票については、当該機関にて質問票を準備する。
- ※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。
- ※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）の判定基準（別紙3）により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※（1）別表2に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、第2条第3項で受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。
 - （2）甲は、上記（1）に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。
 - （3）別表2に掲げる実施機関のうち特定保健指導を受託する機関は、自機関で特定健康診査を実施していない場合でも特定保健指導を実施することとする。
- ※継続的支援は、支援中に直接面接（個別・グループ）を必ず1回以上実施し、支援Aの方法及び支援Bの方法の合計で180ポイント以上の支援を行うこと（支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限る）を最低条件とすること

別表 4

委託料内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件	
特定健康診査	基本的な健診の項目	7,020円	・健診実施後に一括	
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査		238円
		心電図検査		1,404円
		眼底検査 (両眼)		1,210円
特定保健指導	動機付け支援 ※2	7,560円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払	
	積極的支援	23,760円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 ・残る 6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払	

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 利用者に対し動機付け支援を実施し、6ヶ月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※①	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c. コレステロール※②を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合(180ml)の目安: ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎35度(80ml)、 ウィスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。 ※②中性脂肪も同様に取扱う

「詳細な健診」項目の選定について

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する(基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

(1) 12誘導心電図

- 前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

- 前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

①血糖高値	a 空腹時血糖	100mg/dL以上 又は
	b HbA1c (NGSP)	5.6%以上
②脂質異常	a 中性脂肪	150mg/dL以上 又は
	b HDL コレステロール	40mg/dL未満
③血圧高値	a 収縮期血圧	130mmHg 以上 又は
	b 拡張期血圧	85mmHg 以上
④肥満	a 腹囲 男性85cm 以上、女性90cm 以上 又は	
	b BMI $\geq 25\text{kg}/\text{m}^2$	